

個人事業主のための

電帳法 まる わかり スタートブック



I-O DATA

監修・執筆 | 小嶋晃弘 (てんむすび税理士事務所 代表税理士)

個人事業主のための 電帳法まるわかりスタートブック

もくじ

▶ はじめに	03
▶ 電子帳簿保存法解説	
1 目的・義務・改正内容を把握しよう	04
2 紙保存に必要なこと・罰則を理解しよう	06
3 法律が求める検索機能ってなに？	08
4 検索機能の導入で差が出る？ ～税務調査時のデータ提出～	10
5 保存対象のデータを一覧しよう	12
6 手順を決めて保存を効率化 ～箱ストック法～	14
7 「コレだけリスト」で対策しよう！	16
8 導入例1：検索機能なし	18
9 導入例2：検索機能あり	20
▶ システム概要書	22
▶ 事務処理規程	26
▶ 『命名くん』無料版のご案内	27



はじめに

本書は、個人事業主ご本人、その顧問税理士の方、個人事業主にIT機器をご紹介する販売店の方向けに、電子帳簿保存法の義務について具体的な対策を行うための解説書です。専門用語の使用や法律の細かな説明を必要最低限にとどめ、対策に必要な行動に焦点を当てています。本書に沿っていただければ、検索機能あり・なしそれぞれの低コスト対策とリスクの差が分かり、機器・ソフトの用意まで理解できます。

電子帳簿保存法を難しく感じるひとつの原因は、分野が税務（法律）とIT機器にまたがっていることです。組織でいえば「経営者・経理・総務（IT機器担当者）」、サービス提供側では「税理士事務所・OA機器販売店」などのように複数の主体がかかわってきます。そのため、担当者や意思決定者がぼやけたりアプローチする専門分野を不十分に感じたりして、対策に時間がかかってしまう例を散見いたしました。こういった問題にアプローチできたのも、制作にかかわっていただいた方々の熱意のおかげです。本書が、電子帳簿保存法の対策に少しでもお役に立つことを願っております。



監修・執筆

小嶋晃弘（てんむすび税理士事務所 代表税理士）

* 本書に掲載されている情報については万全を期しておりますが、分かりやすさを優先し簡略化して記載している場合もあり、必ずしも正確性を保証するものではありません。掲載された内容によって生じた損害等の一切の責任を負いかねますのでご了承ください。個別具体的な事例につきましては、必ず顧問税理士やその他専門家にご相談いただきますようお願いいたします。なお、本書は令和5年度の税制改正大綱に基づいて制作しています。

1 目的・義務・改正内容を把握しよう



2024年以降、電子帳簿保存法は、領収書などをデータで受け取った場合にデータで保存することを義務付けています。紙保存も認められていますが、紙と合わせてデータ保存が必須です。

1 電子帳簿保存法の目的はなにか？

電子帳簿保存法※1の目的は、「インターネットを介した電子取引が増える中で、納税の証拠書類をきちんと保存した上で、納税者の紙書類の保存負担を軽減すること※2」です。緩和の要望を踏まえて、2023年度にデータ保存を条件として紙保存を認める改正がされる予定です。

2 電子帳簿保存法の義務はなにか？



電子帳簿保存法には、大きく3つのことが定められています。**最小限の対応をする場合、(C)の義務の内容を満たせば十分です。**

- (A) 自由選択1：データで作成した会計資料をデータで保存していい
- (B) 自由選択2：紙で受け取った会計資料をスキャンしてデータで保存していい
- (C) 義務：データで受け取った会計資料などをデータで保存する

3 改正内容と対応方法

次の3点を満たしてデータ保存すれば左ページ2(C)の義務を満たせませぬ※3。事前の申請は不要です。この3点は、7章で詳述します。

1. 運用ルール [規程] の用意 (タイムスタンプでも可)
2. ディスプレイ表示やプリンタで提示できる環境
3. データの検索機能を用意する

2023年度改正予定の内容と対応方法は、下記の表のとおりです。

データの検索機能(上記3)の対応が負担と言われることが多いため、条件付きで紙の保存を認める例外が盛り込まれる方針です。売上5000万円以下の場合、税務調査時にデータの提出に応じることを条件に、データの検索機能は不要になります。売上5000万円超の場合でも、税務調査時にデータの提出に応じ、取引年月日および取引先ごとに整理された出力書面の提示または提出をすることを条件に、データの検索機能が不要となります。

また、相当の理由(システム対応が間に合わないなど、[やむを得ない理由でなくても柔軟に認められる])がある場合、猶予措置があります。調査時にデータの提出と出力書面の提出を行うことで、検索機能が不要となります。

データの検索機能の用意が難しいかどうかは、3章以降で検討します。

	売上区分	検索機能	税務調査時	対応方法
原則	なし	必要	データの提示 *A	9章
特例	売上5000万円以下	不要	データの提示・提出に同意	8章
	売上5000万円超		データと出力書面の提示・提出に同意 *B	
猶予	—		データと出力書面の提示・提出に同意	

* 個人事業主の売上区分は、取引があった日の2年前の1～12月の売上上で判断します。

*A なお、データの提出をすれば、法律の求める検索機能が3章1の単純検索だけになります。

*B 取引年月日及び取引先ごとに出力書面を整理して、税務調査時に提示・提出に応じる必要があります。

※1 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(本書では、「電子帳簿保存法」と呼びます)。

※2 電子帳簿保存法1条。

※3 電子帳簿保存法施行規則4条において、1は真実性の確保、2は可視性の確保、3は検索機能の確保に該当します。個人事業主が自社開発システムを利用することはまれと考え、「システムの概要書」の項目は、説明を省略しています。

2

紙保存に必要なこと・罰則を理解しよう



ここでは、よくある質問に答えながら、紙保存をした場合に必要な点や罰則について確認をしていきます。対策をしなかった場合にどんなリスクがあるかを理解して、対応の判断材料にしましょう。

1

紙だけの保存ですむ抜け道はあるか？

印刷して紙保存だけでもいいという措置は、**2023年12月31日**で終わります。2024年1月1日以降、紙だけの保存でいいという抜け道はなくなり、データで受け取った領収書などをデータのまま保存することが必須になります。**紙保存の緩和措置を受けるには、データ保存が必要**です。

2

なにも導入せずに対応できるか？

なにも導入しないと電子帳簿保存法に対応できません。**特例を適用しても事務処理規程（本書26ページ）を用意**などして、データ保存をすることが必要です。特例を適用する場合、電子帳簿保存法が求める検索機能を用意していないため、税務調査で求められた際は、**データの提示や提出に応じる必要**があります。

さらに、データ保存対策がされていないことがこの対応の課題点です。保存期間（原則7年）中のバックアップは強制ではありませんが、データ紛失に

対し、国税庁は「可能な範囲で合理的な方法（取引の相手先や金融機関等へ取引内容を照会するなど）により保存すべき取引情報を復元」^{※4}することを求めています。**データ破損で発生する時間浪費や残業代発生**のリスクを考えれば、**データ保存対策をした方がよいでしょう。**

3

データの保存がないと罰則？ 青色申告の承認の取消し？

罰則を考える前に、データの保存がないと**必要経費にならない可能性があります**。「データ保存がない」＝「(電子帳簿保存法施行前の税務調査で)取引の領収書(紙)がない」と想像してみてください(最終的な判断は、現場の調査官に委ねられます)。そして、データを隠したり都合よく修正したりすることで申告漏れがあった場合、**重加算税が10%増えるという罰則**があります^{※5}。

また、**青色申告の承認の取消し**も、罰則として考えられます。対象のデータ書類がいくらか保存できていないだけで、すぐに青色申告の承認が取消されるということはありません。イメージで言えば、イエローカードのようなものが1枚加わる感じです。2枚でレッドカードということもなく、取消しは「違反の程度を総合的に判断して決める」^{※6}と国税庁が回答しています。



※4 国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問22(令和4年6月)。

※5 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律8条5項。

※6 国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問57(令和4年6月)。

3 法律が求める 検索機能ってなに？

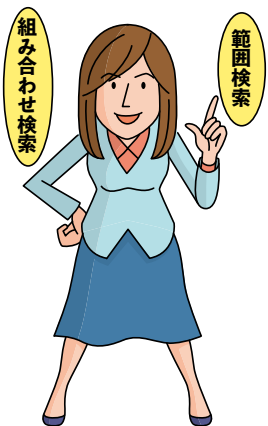


電子帳簿保存法で求められる検索機能は、単純検索・範囲検索・組み合わせ検索です。Windowsの標準検索では対応できないので、検索機能を用意するなら、別途ソフトウェアを導入しましょう。

1 必要な検索機能

電子帳簿保存法が求める検索機能は、以下のA～Cを満たすものです※7。

- A. ①取引年月日など、②取引金額、③取引先を条件に検索できる（単純検索）
- B. ④①と②について範囲を指定して検索できる（範囲検索）
- C. ①～④の2つ以上の条件を組み合わせで検索できる（組み合わせ検索）



日常では、単純検索を行うことが一般的です。しかしながら、範囲検索・組み合わせ検索ができないと法律が求める検索機能を満たしたことになります。税務調査で求められたら、データを提出しなくてはなりません。組み合わせ検索を満たす例は「③(株)ABC機器の①1月～3月の書類」を検索してディスプレイに表示して、税務調査で提示できる状態です。

なお、データの提出に応じた場合は、単純検索だけで法律が求める検索機能を満たせます。

2 Windowsの標準検索で対応できるか？

Windowsの標準検索で、単純検索はできます。しかし、**範囲検索・組み合わせ検索については、Windowsの標準検索で対応できません。**

具体例を確認してみましょう。Windowsの標準機能だと、ファイルの名前に100円、110円、120円を入れたときに、「100」ちょうどを検索できますが、「100から120」のように範囲を指定して検索することができません。範囲検索ができないので、Windows標準の機能では「範囲検索+取引先検索」という組み合わせ検索ができません。また、取引先ごとにフォルダー分けして保存しても、範囲検索ができないので組み合わせ検索を満たしているとはいえません。

3 標準機能以外の検索

Windows標準仕様で法律の求める検索ができないことに對し、国税庁はExcelで索引簿をつける方法を例示しています。「ファイルにID (No.1など) をつけ、その他にExcelで索引簿をつけて条件検索させる」というやり方です。この場合、入力を2回する負担が出てきます。

1回の入力で検索機能を満たそうとした場合、検索機能を持ったソフトウェアを導入するという結論にたどり着きます。問題は、ソフトウェアの費用や導入の手間がかかると対応できないことです。そこで、安価なソフトウェアの選択肢として、名前付けと検索機能を同時に満たすものを9章でご紹介いたします。

参考
索引簿の
できあがり
イメージ

ファイル名

1.pdf
2.pdf
}

No.	日付	金額	取引先	備考(任意)
1	2023/1/17	110,000	(株)ABC機器	請求書
2	2023/2/2	330,000	DEF(株)	領収書
}				

※7 電子帳簿保存法施行規則2条6項6号。

4

検索機能の導入で差が出る？ ～ 税務調査時のデータ提出～



検索機能のある・なしにより税務調査でどんな差が出るか、データ提出のメリットとデメリットを確認してみましょう。次に、4つの質問に答えて「自分にとって」検索機能が必要か考えてみましょう。

1

税務調査で確認される検索機能

2024年以降の税務調査で、保存したデータの検索機能があるかを確認するようになるでしょう。検索機能がない場合、調査官は、これまで任意だったデータの提示や提出を求めることができるようになるからです。その一部でも提出などに応じない場合、紙保存の特例は適用されません※8。

以下の表に**納税者側から見たメリットとデメリット**をまとめました。

検索機能	データ提出	メリット	デメリット
あり	しない	<ul style="list-style-type: none"> その場の調査指摘のみ 普段の仕事で検索に使える 	<ul style="list-style-type: none"> 調査立会の時間が長くなる可能性あり 検索ソフトウェアの導入コストがかかる
なし	する	<ul style="list-style-type: none"> 持ち帰りで、調査立ち会い時間が短くなる可能性あり（持ち帰ったからといって指摘事項が増えない可能性あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 細かな指摘の可能性あり データを廃棄する決まりはあるが※9 廃棄証明書が出るわけではない（留置に当たらず）

2

検索機能を導入するか考えてみよう



税務調査時のデータ提出の同意

検索機能追加

検索機能を導入するかの判断をするため、A-1～B-2のそれぞれの質問に対して、「とても気になる（2点）」「気になる（1点）」「気にならない（0点）」のいずれかを選んでみましょう。

Aグループの合計とBグループの合計を比べて、Aグループが大きければ検索機能とデータ保存対策を導入します。Bグループが大きければ検索機能を入れずにデータ保存対策だけをします。両グループの合計が同じ数になった場合は、再度A-1～B-2の評価を見直してみてください。また、顧問税理士がいる方は、ぜひ相談してみてください。

	質問	とても気になる (2点)	気になる (1点)	気にならない (0点)
A-1	手元で保存したデータを検索できる			
A-2	税務調査でデータ提出が不要になる			
B-1	データに名前を付ける手間がかかる			
B-2	ソフトウェアの導入コストを支出する			

※1章 3 売上5000万円超の特例を選ぶ場合、出力書面の保存をする手間が発生します。

※ 検索機能を導入してもしなくても、保存対策はしておきましょう（詳細は8章・9章を参照）。

※ B-1の判断材料として対象のデータ数を確認したい方は、5章を参照してください。

※ B-2は導入ソフトによって金額が変わります。安価で簡単に使えるソフトウェアは9章で紹介します。

※8 電子帳簿保存法取扱通達4-14。

※9 国税庁「税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）」問5 (<https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/ippan02.htm>、2023年1月17日最終確認)。

5

保存対象のデータを 一覧しよう



電子帳簿保存法の保存対象データの全体像を確認しましょう。
原則、例外、猶予措置のいずれを適用するにせよ、データ自体
の保存が必要です。

1

どんなデータが対象かイメージしよう

**保存が必要なデータは、取引情報の授受をデータで行った場合のデータ
そのもの※10とされます。**取引情報とは、「取引に関して受領し、又は交付す
る注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に
通常記載される事項」※10です。データで送付した場合およびデータで受領し
た場合は、すべてが対象となります※11。



対象の取引について、通達※11にEDI取引などが例
示してあります。具体例を示すと、発注システムを使っ
てデータで発注をする取引、Amazonや楽天市場など
のECサイトを利用する取引、電子メールに添付して受
発注などをする取引、クラウドワークスのようなマッチ
ングプラットフォームを利用する取引が該当します。取引
情報をデータでやり取りする場合の取引データが対象
と理解しておきましょう。

※10 電子帳簿保存法2条5項。

※11 電子帳簿保存法取扱通達2-2。

2

どんなデータが対象か具体的に確認しよう

左ページの**1**を踏まえて、下記の一覧で電子帳簿保存法が求めるデータ
保存の対象ファイルを確認しましょう。

(A) 売上・EDI取引関連

- 取引企業が用意しているサイト上データやり取り(社名)
- マッチングプラットフォーム(クラウドワークス、その他())
- アフィリエイト(Google AdSense、その他())
- ネットオークション(ヤフオク!、メルカリ、その他())
- 決済サービスの利用(PayPal、Stripe、その他())

(B) メールに添付して送付しているデータの確認

- 注文書 検収書 契約書 見積書 送り状 領収書
- その他()

(C) メールで受領しているデータの確認

- 注文書 検収書 契約書 見積書 送り状 領収書
- その他()

(D) ECサイトの利用確認

- Amazonの利用 楽天市場の利用 その他のECサイト()

(E) 経費関連

- 電気代 通信費 その他のECサイト()

(F) 金融機関やクレジットカード明細など

- インターネットバンキング明細
(振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項がある場合※12)
- クレジットカードの利用明細
- スマホ決済の利用(PayPay、LINE Pay、その他())
- 決済サービスの利用(PayPal、Stripe、その他())
- 交通系ICカード 電子決済サービス
- その他のECサイト()

※12 国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問9(令和4年6月)。

命名くん

無料版のご案内



まずはお試し！

命名くん 無料版

検索

命名くんは電帳法における検索要件を満たすためのリネーム・検索ツールと、電子取引データの長期保存を支援する書き込みツールの2つのツールからなるアプリケーションです。

▶▶▶ 業務に役立つ電帳法セミナーを開催しています。
<http://www.iodata.jp/biz/event/>

アイオー 法人セミナー

検索

個人事業主のための電帳法まるわかりスタートブック

2023年3月15日

著者 : 小嶋 晃弘

監修 : 小嶋 晃弘

発行元 : 株式会社アイ・オー・データ機器

〒920-8512 石川県金沢市桜田町三丁目10番地

<https://www.iodata.jp/>

Copyright 2023 I-O DATA DEVICE, INC. All rights reserved.

本作品の全部または一部を無断で複製、転載、改ざん、改変、公衆送信（ホームページへの掲載を含む）を禁じます。このような行為は著作権法違反による処罰の対象となります。

つづきは有料版「命名くん」を
ご購入いただくとお読みいただけます